

新	旧	対照表
高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）		高知県立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

第1条～第24条 略

附 則 略

附 則

この要領は、令和4年3月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 1

様式第1号（その1）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

個人番号添付

年　月　日			
高知県教育委員会 殿			
高等学校等就学支援金			
<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。			
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関する事項について、届け出ます。			
（上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）			
◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。			
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。			
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。			
（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）			
ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の在年月日	昭和 年 月 日 平成		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号	電話番号 ( ) -		
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称		学年	年次
生徒が併修する学校の名称			
【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は、記載不要です。）			
①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 立	学校の種類・課程・学科
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 立	学校の種類・課程・学科
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
<small>※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。（注1）            ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者            ・高等学校等に在学した期間（定期制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36ヶ月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）            （注1）高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。</small>			

様式 1

様式第1号（その1）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

個人番号添付

年　月　日			
高知県教育委員会 殿			
高等学校等就学支援金			
<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。			
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関する事項について、届け出ます。			
（上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）			
◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。			
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。			
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。			
（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）			
ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の在年月日	昭和 年 月 日 平成		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号	電話番号 ( ) -		
生徒が在学する学校の名称		学年	年次
生徒が併修する学校の名称			
【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は、記載不要です。）			
①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 立	学校の種類・課程・学科
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 立	学校の種類・課程・学科
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
<small>※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。（注1）            ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者            ・高等学校等に在学した期間（定期制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36ヶ月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）            （注1）高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。</small>			

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① <input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
② <input type="checkbox"/> 親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行なう児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑥から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
③ <input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合  □ イ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑤親権がない場合は⑤イ □ イ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
④ <input type="checkbox"/> 未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者は、その者を除きます。)
⑤ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑥ <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。）  □ ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合  □ イ 生徒が未成年だが、親権者が未成年後見人が存在しない場合。 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合。 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合。 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑦ <input type="checkbox"/> 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・成人に達している場合 等

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合	
個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦にレ印を付けた場合は不要です。）	
氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日
氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を所有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	□ 添付省略
都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	□ 添付省略

\*保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。  
・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組等）  
・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

【3. 確認事項】  
(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入してください。）

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① <input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
② <input type="checkbox"/> 親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行なう児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
③ <input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合  □ イ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、④親権がない場合は④イ □ イ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
④ <input type="checkbox"/> 未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者は、その者を除きます。)
⑤ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑥ <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。）  □ ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合  □ イ 生徒が未成年だが、親権者が未成年後見人が存在しない場合。 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合。 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合。 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑦ <input type="checkbox"/> 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・成人に達している場合 等

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑧ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日
氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を所有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	□ 添付省略
都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	□ 添付省略

\*保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組等）  
・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

【3. 確認事項】

（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入してください。）

(別紙)

**高等学校等就学支援金について**

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

**記入上の注意**

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間にについて記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していないかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）星間学科」、「⑧専修学校（一般課程）星間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。  
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により  
     親権を行う児童相談所長  
 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長  
 ③法人である未成年後見人  
 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人  
 ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれかに該当するものを選択してください。

(別紙)

**高等学校等就学支援金について**

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

**記入上の注意**

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間にについて記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していないかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）星間学科」、「⑧専修学校（一般課程）星間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。  
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により  
     親権を行う児童相談所長  
 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長  
 ③法人である未成年後見人  
 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人  
 ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれかに該当するものを選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、②又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 留意事項

イ 高知県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36ヶ月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）※  
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※  
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後は、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 留意事項

イ 高知県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36ヶ月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）※  
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※  
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後は、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

## 様式 1

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

県税証明書添付

年　月　日

高知県教育委員会 殿

## 高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に際して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口に印を付けてください。)

## ◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口に印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の出生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村	
保護者等の電話番号	電話番号	( ) -		
保護者等の電子メールアドレス				
生徒が在学する学校の名称		学年 年次		
生徒が併修する学校の名称				

## 【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は、記載不要です。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年　月　日 ～ (うち支給停止期間等) 年　月　日	学校の種類・課程・学科
立		立	
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	年　月　日 ～ (うち支給停止期間等) 年　月　日	学校の種類・課程・学科
	立	立	
学校名	年　月　日 ～ (うち支給停止期間等) 年　月　日	学校の種類・課程・学科	
立	立		

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。（注1）

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36ヶ月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）
- （注1）高知県においては、特例として支給を受けることがありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

## 様式 1

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

県税証明書添付

年　月　日

高知県教育委員会 殿

## 高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に際して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口に印を付けてください。)

## ◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口に印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の出生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村	
保護者等の電話番号	電話番号	( ) -		
生徒が在学する学校の名称				学年 年次
生徒が併修する学校の名称				

## 【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は、記載不要です。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年　月　日 ～ (うち支給停止期間等) 年　月　日	学校の種類・課程・学科
立		立	
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	年　月　日 ～ (うち支給停止期間等) 年　月　日	学校の種類・課程・学科
	立	立	
学校名	年　月　日 ～ (うち支給停止期間等) 年　月　日	学校の種類・課程・学科	
立	立		

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。（注1）

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36ヶ月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）
- （注1）高知県においては、特例として支給を受けることがありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

**[2. 保護者等の収入の状況について]**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
---	---

(2) □月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① <input type="checkbox"/> <b>親権者（両親）2名分</b> 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
② <input type="checkbox"/> <b>親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）</b> (親権者が、一時に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
③ <input type="checkbox"/> <b>未成年後見人□名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④ <input type="checkbox"/> <b>生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等2名）</b> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤ <input type="checkbox"/> <b>主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）</b> 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
⑥ <input type="checkbox"/> <b>主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）</b> 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
⑦ <input type="checkbox"/> <b>生徒本人</b> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合。 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ <input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。）  
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）において既に提出済みの課税証明書等の内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。  
省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
□		□
生年月日	年　月　日	
氏名	生徒との続柄	添付省略
□		□
生年月日	年　月　日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別・養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

**[3. 確認事項]**

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委託することを了承します。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年　月　日（学校において記入してください。）

**[2. 保護者等の収入の状況について]**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
---	---

(2) □月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① <input type="checkbox"/> <b>親権者（両親）2名分</b> 両親の課税証明書等を添付する場合
② <input type="checkbox"/> <b>親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）</b> (親権者が、一時に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
③ <input type="checkbox"/> <b>未成年後見人□名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④ <input type="checkbox"/> <b>生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等2名）</b> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤ <input type="checkbox"/> <b>主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）</b> 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
⑥ <input type="checkbox"/> <b>主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）</b> 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
⑦ <input type="checkbox"/> <b>生徒本人</b> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合。 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ <input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）  
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。  
省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
□		□
生年月日	年　月　日	
氏名	生徒との続柄	添付省略
□		□
生年月日	年　月　日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別・養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

**[3. 確認事項]**

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委託することを了承します。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年　月　日（学校において記入してください。）

様式 1 号 (その 2) (別紙) 表面 略

様式 1 号 (その 2) (別紙) 表面 略

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して3ヶ月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）※  
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※  
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して3ヶ月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）※  
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※  
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 7

文　書　番　号  
令和　年　月　日

○○高等学校 文科 太郎 殿

高知県立○○高等学校  
学校長 ○○ ○○

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局○○課○○担当  
電話 ○○(○○○○) ○○○○

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象なりません。

様式 7

文　書　番　号  
令和　年　月　日

○○高等学校 文科 太郎 殿

高知県立○○高等学校  
学校長 ○○ ○○

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。  
高知県教育委員会事務局○○課○○担当  
電話 ○○(○○○○) ○○○○

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

## 様式 4-8

文書番号  
令和 年 月 日

学校名

受給権者 殿

○○県立○○高等学校長

高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書  
( 年 月 ~ 年 月分 )

高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されました  
のでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県  
があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

1 支給決定額 29,700 円

## 2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900			
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

## 【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。  
この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して  
変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。  
※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）

## 様式 4-8

文書番号  
令和 年 月 日

学校名

受給権者 殿

○○県立○○高等学校長

高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書  
( 年 月 ~ 年 月分 )

高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されました  
のでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県  
があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

1 支給決定額 29,700 円

## 2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900			
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

## 【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。  
この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して  
変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。  
※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）

